

洪水時の避難確保計画

【施設名： アイックラブ大森】

令和 3 年 7 月 1 日 作成

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 10 名	昼間 5 名	休日 10 名	休日 5 名
夜間 — 名	夜間 — 名		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
洪水注意報発表	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	管理者
避難準備・高齢者等避難開始の発令 洪水警報発表	警戒体制確立	洪水予等の情報収集 保護者への事前連絡 施設内全体の誘導開始	管理者 管理者・正社員 全職員
避難勧告又は避難指示(緊急)の場合	非常体制確立	洪水予等の情報収集 保護者への事前連絡 施設内全体の誘導開始	管理者 管理者・正社員 全職員

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	気象庁ホームページ
洪水予報・河川水位	国土交通省「川の防災情報」
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、市町村ホームページ

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	大森第五小学校	(500) m	徒歩
屋内安全確保			

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備蓄品	
情報収集 ・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> パソコン <input checked="" type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 電池
施設内の 一時避難	<input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> おやつ
障害者	<input checked="" type="checkbox"/> 常備薬 <input checked="" type="checkbox"/> 救急セット
乳幼児	<input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
その他	<input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル

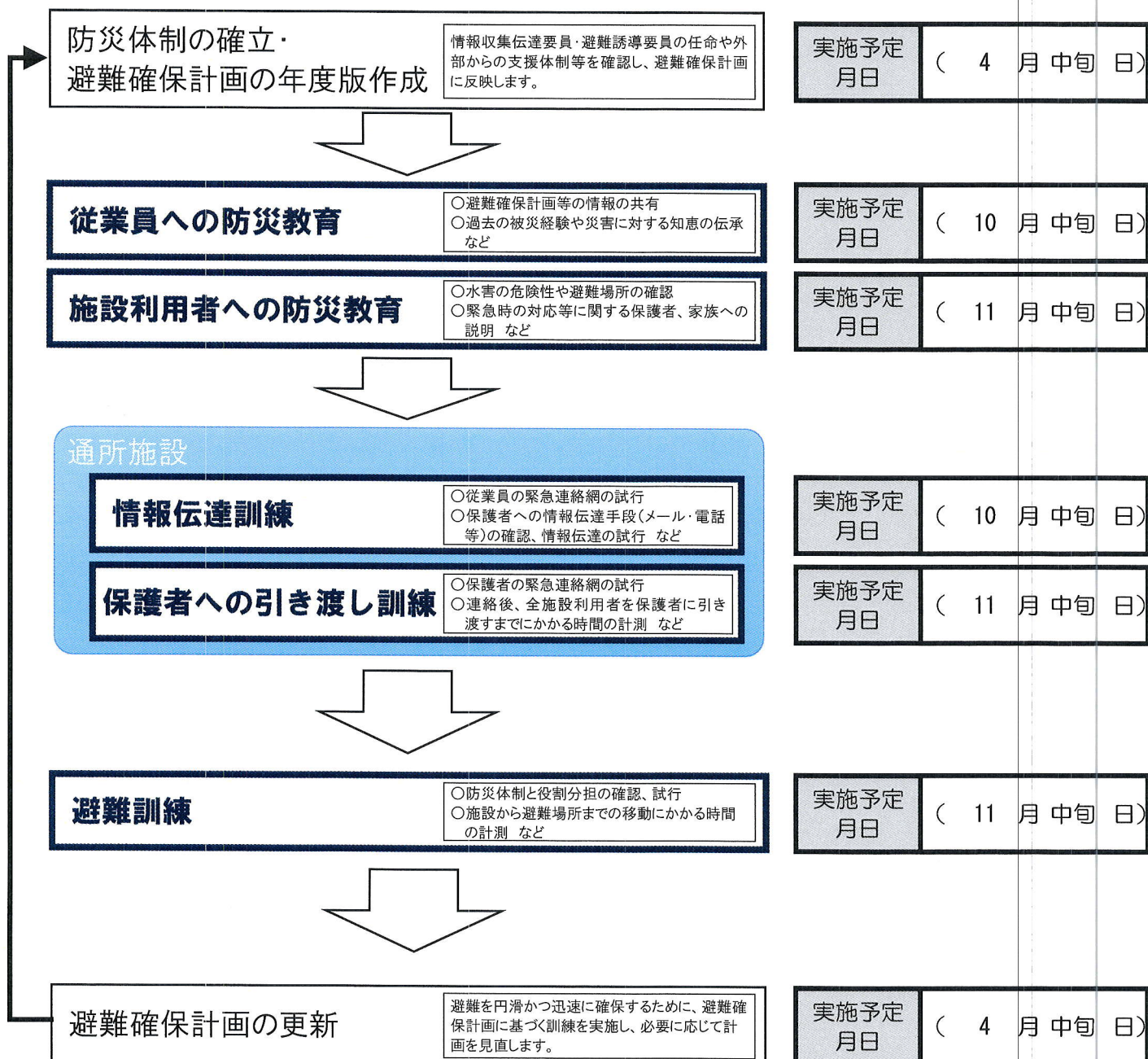
8 防災教育及び訓練の実施

- ・新規従業員採用時研修の際に防災教育を実施する。
- ・毎年10月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織の設置は行わないものとする

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



14 対応別避難誘導方法一覧表

全利用者、単独歩行が可能な為、徒歩にて避難場所まで誘導。

15 防災体制一覧表

管理権限者 (管理者) (代行者 マネージャー)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 (管理者)	<input checked="" type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input checked="" type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input checked="" type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 (3) 名 ・ 正社員 × 3	
避難誘導 要員	班長 (管理者)	<input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 (7) 名 ・ 正社員 × 3 ・ 非常勤職員 × 4	